

取扱注意

在韓被爆者支援
(韓国側との事前調整に係る対処方針)

2. 6. 18
外務省

1. 基本方針

今般、韓国側より、当方の求めに対し、在韓被爆者の実態、韓国政府の対策、日本側の支援に対する希望につきとりあえずの考え方を提示（別添）。今次韓国政府との事前調整に当たっては、右考え方を踏まえ、かつ、本件支援に係る平成3年度予算概算要求の内容を早急に固めるべく、①上記在韓被爆者の実態等に関する韓国側の考え方につき不十分な点を更に調査する（概算要求のための資料）と共に、②本件支援に対する当方の取敢えずの考え方を提示し（誤解を避けるため下記2. をノンペーパーとして韓国外務部に手交）、韓国側が今後右考え方に沿って早急に被爆者対策を具体化するよう懇諭するものとする。

2. 在韓被爆者支援に対する当方の取敢えずの考え方

（注：当省の取敢えずの案であり、概算要求の過程で変更ありうべし）

（1）基本原則：①韓国側が行う被爆者対策への支援であること（主体は韓国側）。

②よって、韓国側においてしっかりした全体計画、受け皿を策定。

③支援内容は、医療面での支援である。

④支援の形式は拠出金（4, 200万円と同様の形式）とするよう努力。

⑤韓国側において資金の適正使用に万全を尽くす。

⑥本支援をもって日韓間で在韓被爆者問題が決着するものと了解。

（2）韓国側の被爆者対策：先ず、韓国側において、被爆者対策に関する全体計画を策定し、実施体制を整備する必要があるが、その際、以下のような内容が全体計画の骨子となることを希望。

（イ）目的－在韓被爆者への医療面での対策を抜本的に強化。

（ロ）主体－韓国政府の支援、指導の下、大韓赤十字社が責任をもって実施。

（ハ）内容－①健康管理センターの設置、運営（国内数箇所）（主な機能は、診療と健康診断。主たる利用者は在韓被爆者一世。）

②同センターへの医療、健康管理機材の設置。

③健康診断、治療の無償化。

（3）上記対策において韓国側が取るべき措置

①健康管理センターのための土地提供、同センターの管理・運営。

②健康診断、治療の無償化のための財政支出（当方はあくまで一部支援）。

③被爆者対策全体の実施、調整、管理。

（4）当方支援の内容（総額40億円程度）

①健康管理センター建設費

②医療・健康管理機材の供与

③健康診断・治療費の支援

（上記資金を大韓赤十字社に設けられる特別の口座に拠出、大韓赤十字社において目的通り適正に使用されるよう責任をもって管理。そのため、必要な書簡の交換（大使と韓赤総裁）、政府間の口上書等の交換を行う。）

（5）なお、総額40億円程度を何回に分けて支出するかは、韓国側対策の概要を踏まえ、今後当方で検討。

（6）については、上記考え方を踏まえ、韓国側において、以下を早期に作成（取敢えずのものでも可能）、当方に提出することを要望。

①在韓被爆者対策に係る全体計画、②実施体制、③韓国側財政措置
（当方支援の積算については、口頭で聴取）

在韓被爆者支援に対する当方の取敢えずの考え方

(注：当省の取敢えずの案であり、概算要求の過程で変更ありうべし)

- (1) 基本原則：①韓国側が行う被爆者対策への支援であること（主体は韓国側）。
②よって、韓国側においてしっかりした全体計画、受け皿を策定。
③支援内容は、医療面での支援である。
④支援の形式は拠出金（4, 200万円と同様の形式）とするよう努力。
⑤韓国側において資金の適正使用に万全を尽くす。
⑥本支援をもって日韓間で在韓被爆者問題が決着するものと了解。
- (2) 韓国側の被爆者対策：先ず、韓国側において、被爆者対策に関する全体計画を策定し、実施体制を整備する必要があるが、その際、以下のような内容が全体計画の骨子となることを希望。
- (イ) 目的－在韓被爆者への医療面での対策を抜本的に強化。
(ロ) 主体－韓国政府の支援、指導の下、大韓赤十字社が責任をもって実施。
(ハ) 内容－①健康管理センターの設置、運営（国内数箇所）（主な機能は、診療と健康診断。主たる利用者は在韓被爆者一世。）
②同センターへの医療、健康管理機材の設置。
③健康診断、治療の無償化。
- (3) 上記対策において韓国側が取るべき措置
①健康管理センターのための土地提供、同センターの管理・運営。
②健康診断、治療の無償化のための財政支出（当方はあくまで一部支援）。
③被爆者対策全体の実施、調整、管理。
- (4) 当方支援の内容（総額40億円程度）
①健康管理センター建設費
②医療・健康管理機材の供与
③健康診断・治療費の支援
（上記資金を大韓赤十字社に設けられる特別の口座に拠出、大韓赤十字社において目的通り適正に使用されるよう責任をもって管理。そのため、必要な書簡の交換（大使と韓赤総裁）、政府間の口上書等の交換を行う。）
- (5) なお、総額40億円程度を何回に分けて支出するかは、韓国側対策の概要を踏まえ、今後当方で検討。
- (6) ついては、上記考え方を踏まえ、韓国側において、以下を早期に作成（取敢えずのもので可能）、当方に提出することを要望。
①在韓被爆者対策に係る全体計画、②実施体制、③韓国側財政措置